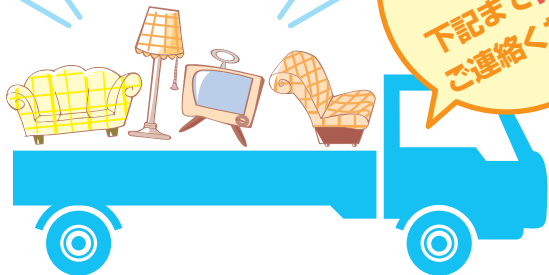


お引越  
の際は  
下記まで**直接**  
ご連絡ください



お引越のご連絡・お問い合わせ

 **0120-670-055**

受付時間/月～金9:30～17:00

(土日・祝日、12月30日～1月3日はお休みとさせていただきます。)

お引越の際は、住所変更・解約などのお手続きが必要となります。  
解約される場合は、返戻金をお支払いできる場合があります。  
お早めにご連絡ください。ホームページでも受け付けています。

新・

**お部屋の保険**

「新・お部屋の保険」は、賃貸入居者総合保険のペットネームです。

## ご契約のしおり

### ご契約者の皆様へ

- この「ご契約のしおり」は、普通保険約款および特約条項の中で、特に大切な事柄を説明したものです。詳しくは普通保険約款および特約条項をご一読いただき内容をご確認ください。
- ご契約者と被保険者が異なる場合は保険契約についての大切な事柄を被保険者にご説明いただけますようお願いいたします。もし、おわかりにくい点、お気づきの点がありましたら、ご遠慮なく取扱代理店または弊社におたずねください。
- 「ご契約のしおり」は、ご契約後も保険証券同様大切にご保管ください。

もし事故にあわれたら…

**事故受付センター**



 **0120-811-333**

事故受付:24時間・365日/営業時間:月～金 9:30～17:00

(営業時間以外の時間帯、土日・祝日、12月30日～1月3日は受付のみとなります。)

**保険証券と一緒に保管ください**

●取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして取扱代理店と有効に成立したご契約は弊社と直接締結されたものとなります。

## 東京海上ミレア少額短期保険株式会社

〒220-8135 横浜市西区みなとみらい2-2-1-1 横浜ランドマークタワー35F

<http://www.tmsi.co.jp/>

 **0120-670-055**

受付時間：月～金9:30～17:00

(土日・祝日、12月30日～1月3日はお休みとさせていただきます。)

このたびは、弊社の「新・お部屋の保険」をご用命いただき、誠にありがとうございます。

この「ご契約のしおり」は、ご契約の内容および注意事項をご案内しておりますのでご一読いただき、保険証券とともに保険期間中大切に保管ください。

今後とも、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

## ご契約のしおり・目次

### 特にご注意くださいこと

ページ

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 1 クーリングオフ説明書（ご契約申込みの撤回等について）  | 3  |
| 2 保険契約者（保険のお申込人）              | 4  |
| 3 被保険者（保険の保障を受けられる方）          | 4  |
| 4 弊社がお引受けする保険契約について           | 4  |
| 5 告知義務・通知義務                   | 5  |
| 6 保険責任の開始時期                   | 5  |
| 7 解約と解約返戻金について                | 6  |
| 8 保険金額の調整                     | 6  |
| 9 保険料の払込猶予期間・契約の失効について        | 6  |
| 10 保険契約者保護機構について              | 6  |
| 11 再保険について                    | 6  |
| 12 更新（継続）の際の保険契約について          | 6  |
| 13 保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額について | 7  |
| 14 保険金の削減払について                | 7  |
| 15 特約条項について                   | 7  |
| ○その他ご契約時にご注意いただきたいこと          | 10 |
| ○解約・各種変更の手続き                  | 10 |
| ○個人情報の取扱いに関するご案内              | 11 |
| ○事故が起こったときの手続き                | 12 |
| ○保険に関するお申し出                   | 13 |
| ●保障内容のあらまし                    | 14 |
| ●保険金をお支払いできない主な場合             | 18 |
| ●賃貸入居者総合保険普通保険約款              | 20 |
| ●特約条項                         | 42 |

### 特にご注意くださいこと

## 1 クーリングオフ説明書（ご契約申込みの撤回等について）

ご契約のお申込み後であっても次のとおりクーリングオフ（ご契約申込みの撤回または解除をいいます。）を行うことができます。

### (1) クーリングオフが可能な期間

ご契約を申し込まれた日またはクーリングオフ説明書を受領された日のいずれか遅い日から起算して、その日を含めて8日以内であればクーリングオフを行うことができます。ただし、すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

### (2) クーリングオフの方法

クーリングオフされる場合は、上記期間内（8日以内の消印有効）に弊社あてに必ず郵便にてご通知ください。

※ご契約を申し込まれた取扱代理店では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできませんのでご注意ください。

### (3) お支払いいただいた保険料のご返金

クーリングオフされた場合には、既にお支払いいただいた保険料は、すみやかにその全額を契約者にお返しします。また弊社および取扱代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。ただし、ご契約を解除される場合は、保険期間の開始日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割でお支払いいただく場合があります。

### (4) 必要事項

クーリングオフを希望される場合は、ハガキ等に次の必要事項をご記入のうえ、弊社までご郵送ください。

- ①ご契約をクーリングオフする旨のお申出
- ②ご契約を申し込まれた方の住所、氏名（捺印）、連絡先電話番号
- ③ご契約を申し込まれた年月日
- ④管理番号（証券番号）（注）または領収証番号
- ⑤ご契約を取り扱った弊社代理店名

（注）管理番号は、申込書の契約者控にてご確認ください。

例)

|  |   |
|--|---|
| 〒220-8135<br>東京海上ミレア少額短期保険（株）<br>クーリングオフ係<br>行 | 〒220-8135<br>横浜ランドマークタワー35F<br>横浜ランドマークタワー35F<br>横浜市西区みなとみらい2-1-1 |
| 下記の保険契約を<br>クーリングオフします。                        | 申込人住所   |
|  | 氏名 (印)  |
|  | ご連絡先電話番号  |
|  | ・申込日: 年 月 日   |
|  | ・管理番号または領収証番号:  |
|  | ・取扱代理店名:  |

## 2 保険契約者（保険のお申込人）

保険契約者は、借戸室の借主または借戸室の入居者となります。

## 3 被保険者（保険の保障を受けられる方）

### (1) 範囲

被保険者は、この保険契約にかかる借戸室に居住する申込書記載の入居者（「記名被保険者」といいます。）およびその方と当該借戸室に同居する方（「無記名被保険者」といいます。）で、無記名被保険者については、弊社の他の保険契約における記名被保険者ではないこと、およびこの保険契約における借戸室を生活の本拠（\*）とする方であること、のいずれにも該当する方に限ります。ただし、家財保障の各費用の被保険者は記名被保険者のみとし、個人賠償責任保障の被保険者のうち記名被保険者の親族以外の方は、当該借戸室の使用または管理に起因する損害賠償責任に関してのみ被保険者となります。

（\*）生活の本拠とは、主たる生活の場となっている住宅をいい、生活の場が複数ある場合には、最も長時間起居する住宅をいいます。

### (2) 制限

- ①以下の契約はお引受けできません。
  - i. この保険契約の記名被保険者が記名被保険者となっている同一の家財を保険の対象とする弊社の他の保険契約がある場合
  - ii. この保険契約の保険契約者にかかる弊社の保険契約における被保険者の総数が100名を超える場合
- ②被保険者には以下の制限がありますので、ご注意ください。
  - i. この保険契約の記名被保険者は弊社の他の保険契約の無記名被保険者となることはできません。
  - ii. 弊社の他の保険契約の記名被保険者はこの保険契約の無記名被保険者となることはできません。
  - iii. この保険契約の無記名被保険者が当該借戸室に同居しなくなった場合または当該借戸室を生活の本拠として居住しなくなった場合は、この保険契約の被保険者ではなくなります。

## 4 弊社がお引受けする保険契約について

賃貸入居者総合保険としての引受範囲は次のとおりとなります。申し込まれた保険契約が引受範囲を超える場合は、お引受けできません。

### 〔引受範囲〕

- (1) 保険期間について  
1年または2年とします。

### (2) 保険金額について

この保険契約の被保険者にかかる保険金額の合計額（注）は、5,000万円を超えないものとします。

（注）弊社の他の保険契約の当該被保険者にかかる保険金額を含みます。ただし、賃貸入居者保険および賃貸入居者総合保険の賠償責任保障の保険金額の合計額については、別枠で5,000万円を超えないものとします。

### (3) 借戸室の用途について

居住用に限りませす。（専用であるか否かは問いません。）

### (4) 被保険者について

「3 被保険者」(1) 範囲および(2) 制限を満たす場合に限りませす。

## 5 告知義務・通知義務

### (1) 契約締結時における注意事項（申込書記載上の注意事項）

保険契約者には、ご契約時に弊社に重要な事項を申し出ただく義務（告知義務）があります。特に、申込書において告知事項となっている次の事項の記載が事実と異なっている場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

#### 〔告知事項〕

- ①家財を収容する借戸室の用途
- ②借戸室の所在地
- ③被保険者の氏名
- ④被保険者の生年月日
- ⑤弊社の他の保険契約の有無

### (2) 契約締結後における留意事項（通知義務）

ご契約後に次のいずれかの事実が発生した場合には、遅滞なく弊社にご通知ください。ご通知にもとづき、ご契約内容の変更の手續きをお取りいただけます。ただし、変更後の内容が引受範囲（前記4 参照）を超えることとなる場合は、変更後に生じた損害はお支払いの対象外となり、ご契約は解除させていただくこととなります。

- ①保険契約者が住所を変更したとき
- ②保険証券記載の被保険者が借戸室に居住しなくなったとき
- ③前記(1)の告知事項の①から④までの事項に変更が生じたとき

## 6 保険責任の開始時期

保険期間開始前に保険料のお支払いがあり（注）、弊社による引受けの承諾があったことを条件に、保険責任は保険期間開始日の午前0時に開始します。ただし、お申込みのご契約内容が引受範囲（前記4 参照）を超える場合、弊社の保険責任は開始しません。（契約は不成立となります。）この場合、既にお支払いいただいた保険料は、その全額を契約者にお返しします。

（注）保険料の口座振替に関する特約条項付契約を除きます。

## 7 解約と解約返戻金について

ご契約を解約される場合は、フリーダイヤルまたはホームページで弊社までご連絡ください。なお、解約に際しては、契約内容および解約の時期により、保険料から契約初期費用を差し引いた残額のうち未経過期間に対応する金額を解約返戻金としてお支払いできる場合があります。詳細は後記の「解約・各種変更の手続き」をご参照ください。

## 8 保険金額の調整

保険契約締結の際、家財保障の保険金額が再調達価額を超えていたときは、その超過部分について契約を取り消すことができます。

保険契約締結後、家財の再調達価額が著しく減少した場合には、将来に向かって家財保障の保険金額の減額を請求することができます。

## 9 保険料の払込猶予期間・契約の失効について

保険料の払込猶予期間はありません。(注)

保険の対象である家財の全部が滅失した場合または借戸室の用途が変更された場合には、その事実が発生したときにこの保険契約はその効力を失います。

その場合には、弊社の定めるところにより保険料の一部をお返しできる場合がありますので弊社までお問い合わせください。

(注) 保険料の口座振替に関する特約条項付契約の場合は払込みの猶予があります。詳しくは「保険料の口座振替に関する特約条項」をご参照ください。

## 10 保険契約者保護機構について

この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約ではなく、弊社に対しては同機構が行う資金援助等の措置の適用はありません。

## 11 再保険について

弊社は、保有する契約の保険期間を充足する期間において、1保険契約につき1事故あたりの支払保険金が1,000万円を超える部分に対する再保険を手配しています。

## 12 更新(継続)の際の保険契約について

(1) 更新に際しては、保険期間満了日の2か月前までに、更新契約に関するご案内文書をお送りします。この場合において、事業収支を検証した結果、必要となったときは、弊社は保険料、保険金額等について見直す場合があります。

(2) 保険期間満了日の1か月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、ご案内した内容で保険契約を更新します。ただし、保険期間満了日までに更新契約(注)にかかる保険料のお支払いがない場合は、保険契約の更新を行わないものとします。なお、ご案内の内容を変更してご契約される場合は、保険契約の更新は行わず、新たな保険契約を改めてご契約いただけます。

(注) 保険料の口座振替に関する特約条項付契約を除きます。

(3) 更新契約に対しては、新たに保険証券は発行せず、「保険契約更新証」を発行することがあります。なお、保険契約者からご請求があれば保険証券を発行します。

(4) 弊社が、普通保険約款、保険契約の引受範囲、保険料等を改定した場合には、更新後契約に対しては、更新後の保険期間の初日における普通保険約款等が適用されるものとします。

(5) 弊社は、事業収支を検証した結果、更新契約の引受けが困難となった場合その他必要となった場合には、保険契約の更新を行わないことがあります。この場合は、保険期間満了日の2か月前までに、その旨をご案内します。

## 13 保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額について

弊社は、事故が弊社の想定を超えて頻発した結果、現行の保険料または保険金支払を維持できなくなった場合は、弊社の定めるところにより、この保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。この場合は、書面によりその旨を通知します。なお、通知を行う前の事故については、この保険金額の減額の適用はありません。

## 14 保険金の削減払について

弊社は、巨大災害等が発生した結果、弊社の事業収支が著しく悪化した場合は、弊社の定めるところにより、保険金の削減払を行うことがあります。この場合は、書面によりその旨を通知します。なお、通知を行う前の事故については、この保険金の削減払の適用はありません。

## 15 特約条項について

### (1) 法人等契約の被保険者に関する特約条項

保険契約者が法人または個人事業主である場合、すべてのご契約に「法人等契約の被保険者に関する特約条項」(以下、「この特約」といいます。)が付帯されます。この特約の概要は次のとおりです。

○この特約により、被保険者の氏名を特定しないことができます。この場合の被保険者は、「保険契約者の役員または使用者で申込書記載の借戸室に入居されている方」となります。(申込書において被保険者の氏名を記載された場合は、この特約の適用はありません。この場合の被保険者については、前記③をご参照ください。)

- 被保険者が特定されていないときは、賠償責任保障の保険金額は1,000万円となります。
- 特約付帯による追加保険料はありません。
- 保険期間の途中で被保険者を特定される場合や特定された被保険者を変更される場合(特定しないこととされる場合を含みます。)は、その旨弊社までお申出ください。この場合も前記③の制限が適用されるため、変更には弊社の承認が必要となります。(変更に伴う追加保険料はありません。)

## (2) 保険料の口座振替に関する特約条項

保険料支払方法が口座振替の場合、「保険料の口座振替に関する特約条項」(以下、「この特約」といいます。)が付帯されます。この特約の概要は次のとおりです。

- この特約により、この保険契約の保険料は、保険料払込期日(注)に、保険契約者の指定口座から当会社の口座に振り替えることによって払い込むものとします。  
(注) 保険期間開始日の属する月の翌月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)をいいます。
- 保険料払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月に再度請求されます。なお、保険料払込期日の翌々月末まで払込みの猶予がありますが(注)、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがない場合には、保険金のお支払いはできず、ご契約を解除させていただきます。  
(注) 保険契約者に故意・重過失がない場合に限りです。
- 保険契約者と指定口座の名義人が異なる場合でも、保険契約上の権利および義務は保険契約者に属します。従って、解約返戻金についても、ご指定がないかぎり保険契約者に返戻することとなります。
- 解約返戻金のお支払いは、保険料の払込み後となります。
- 指定口座から保険料を払込みいただく弊社の保険契約が複数ある場合は、各保険契約の保険料を合算してご請求させていただくことがあります。

## その他ご契約時にご注意いただきたいこと

- 1 取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして取扱代理店と有効に成立したご契約は弊社と直接締結されたものとなります。
- 2 この保険契約の保険料は、保険料控除制度の対象ではありません。
- 3 保険証券は、確実にお届けするために保険期間開始日以降に作成し保険契約者様宛て郵送します。万一、保険期間開始後1か月経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までお問い合わせください。

## 解約・各種変更の手続き

退去された場合やご契約内容に変更が生じた場合は、遅滞なく弊社までご連絡ください。

なお、内容によっては変更できない場合もございますので、詳細につきましては弊社までお問い合わせください。

| ご連絡いただきたい事項                                |                |
|--|----------------|
| 特に、★印の箇所は通知義務に該当しますので、変更が生じた場合は必ずお知らせください。 |                |
| 事象   | 手続き名称          |
| ★被保険者が借戸室を退去した場合                           | 借戸室の所在地変更または解約 |
| ★被保険者の氏名が変わった場合                            | 被保険者名変更        |
| ★借戸室の用途に変更が生じた場合                           | 解約             |
| ★保険契約者の住所が変わった場合                           | 契約者の住所変更       |
| 保険契約者の氏名または名称が変わった場合                       | 契約者名変更         |
| 保険契約者が亡くなった場合                              | 契約の権利継承または解約   |
| 保険金額を減額する場合                                | 保険金額の減額        |

### 解約の場合の返還保険料の計算方法

解約（保険契約者による保険契約の解除）の場合は、次の算式により算出した計算結果の円単位を四捨五入して10円単位とした額を返還します。

$$\text{返還保険料} = (\text{保険料} - 2,000\text{円 (注1)}) \times \frac{\text{保険期間(月数)} - \text{保険期間開始日から解約日までの月数 (注2)}}{\text{保険期間(月数)}}$$

(注1) 契約初期費用（保険契約の締結などに要した費用）

(注2) 「保険期間開始日から解約日までの月数」は、1か月未満の端数は1か月以切り上げます。

例) 保険期間開始日から、6か月と10日で解約する場合は、7か月となります。

解約される場合は、フリーダイヤルまたはホームページでお申し出ください。

## 個人情報の取扱いに関するご案内

弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、保険引受の判断、本契約の管理・履行・付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から④の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- 1 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- 2 契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえで参考とするために、個人情報を他の保険会社、他の少額短期保険業者、東京海上グループ内の他の保険会社、一般社団法人日本少額短期保険協会等と共同して利用すること
- 3 弊社と東京海上グループ各社との間または弊社と弊社の提携先企業等の中で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- 4 再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金の支払い等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること

個人情報の取扱いについては、弊社ホームページ（<http://www.tmsi.co.jp/>）をご参照ください。

## 事故が起こったときの手続き

### 1 公的機関にご連絡ください。

**火災事故の場合は消防署へ連絡してください。(119番)**

落ちていて、火災現場の住所、お名前、状況、けが人の有無をお伝えください。

\* ボヤ程度の出火や初期消火で消し止めた火でも、消防署への届出は法律で義務付けられています。

**盗難事故の場合は警察署へ連絡してください。(110番)**

盗難にあった場合は、すぐに警察署に連絡し、盗難の届出を行ってください。

### 2 事故が発生した場合は、弊社事故受付センターまでご連絡ください。

事故受付電話番号／東京海上ミレア少額短期保険株式会社

事故のご連絡・ご相談を下記フリーダイヤルで承ります

**☎0120-811-333**

事故受付:24時間・365日／営業時間:月～金 9:30～17:00  
(営業時間以外の時間帯、土日・祝日、12月30日～1月3日は受付のみとなります。)

### 3 事故のご連絡をいただく際は、次のような点をお伺いします。

保険証券をお手元にご用意ください。

- (1) ご契約者様のお名前
- (2) ご契約の保険証券番号
- (3) 事故発生日時
- (4) 事故発生場所
- (5) 事故の原因
- (6) 事故の状況・損害の程度
- (7) 届出官公署名・担当官名
- (8) 賠償事故または被害事故の場合、相手様のお名前、連絡先
- (9) 不動産管理会社または修理先(業者名称・電話番号)
- (10) 他の損害保険契約の有無
- (11) 事故後のご連絡先

＜ご注意＞

賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社担当者にご相談いただきおすすめてください。

＜お願い＞

保険金お支払いに向け、損害状況・事故状況の確認についてご協力をお願いいたします。

### 4 保険金のご請求にあたっては、必要書類の作成・ご提出をお願いいたします。

### 5 保険金のご請求に必要な書類

| 保険金のご請求に必要な書類 |      |        |        |                   |
|---------------|------|--------|--------|-------------------|
| 必要書類          | 家財保障 | 修理費用保障 | 賠償責任保障 | 取付先               |
| 保険金請求書        | ○注1  | ○注1    | ○注1    |                   |
| 保険金支払指図書      | ○注2  | ○注2    | ○注2    |                   |
| 請求書または領収証     | ○    | ○      | ○      | 復旧、修理業者または管理会社    |
| 修理または損害見積書    | ○    | ○      | ○      | 復旧、修理業者または管理会社    |
| 損害品写真         | ○    | ○      | ○      |                   |
| 罹災証明書         | ○    | ○      | ○      | 消防署(火災事故の場合)      |
| 事故届書          | ○    | ○      |        | 警察署(盗難および盗難未遂の場合) |
| 印鑑証明書         | ○注3  |        | ○注3    |                   |
| 賃貸借契約書写し      | ○注4  | ○注4    | ○注4    |                   |
| 示談書または免責証書    |      |        | ○注5    | 被害者様              |

注1 保険金のご請求金額が10万円を超える場合は必要となります。

注2 被保険者以外の口座にお支払いする場合および保険金請求書を省略できる場合に必要となります。

注3 保険金のご請求金額が200万円を超える場合は必要となります。

注4 ご請求の内容によって必要となる場合があります。

注5 賠償金が10万円を超える場合は必要となります。

\* 上記以外の書類についても、弊社からご提出をお願いすることがあります。

＜お願い＞

早期保険金お支払いに向け、すみやかに必要書類のご提出をお願いいたします。

## 保険に関するお申し出

### ◆弊社の保険に関するご不満・ご要望 受付窓口

東京海上ミレア少額短期保険株式会社 お客様の声受付

**☎0120-670-055**

受付時間／月～金 9:30～17:00  
(土日・祝日、12月30日～1月3日はお休みとさせていただきます。)

### ◆裁判外紛争解決手続きについて

弊社との間で問題が解決できない場合は、保険業法に基づく指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会の「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

一般社団法人 日本少額短期保険協会  
少額短期ほけん相談室

**☎0120-821-144**

受付時間／平日9:00～12:00、13:00～17:00  
(土日・祝日、12月29日～1月4日はお休みとさせていただきます。)

## 家財の損害を保障

大切な家財の損害を保障

再調達価額(※1)を基準に  
ただし、貴金属・宝石・美術

※1「再調達価額」とは、同等の家財  
※2「時価額」とは、同等の家財を再

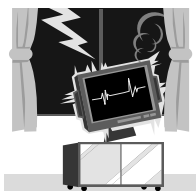
保険金をお支払いします。  
品等については、時価額(※2)が基準となります。

を再取得するのに必要な金額をいいます。  
取得するのに必要な金額から、使用による消耗分を控除した金額をいいます。

1 失火やもらい火  
などによる  
**火災**



2 **落雷**



3 ガス爆発など  
**破裂・爆発**



4 台風など  
**風災・雪災等**

建物が直接破損したため家財に生じた20万円以上の  
損害が対象  
※老朽化等で生じた雨漏りによる損害は対象となりません。



5 外部からの物体の  
**落下  
飛来  
衝突等**



6 他人の戸室や  
給排水設備に  
生じた事故による  
**水ぬれ**

※老朽化等で生じた雨漏りによる損害は対象となりません。

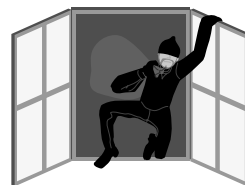


7 騒ぎょうなどの  
集団行動や  
労働争議による  
**暴力行為  
破壊行為**



8 家財・現金などの  
**盗難**

現金の盗難は20万円限度、預貯金証書の盗難は  
200万円限度  
貴金属、宝石、美術品等の盗難は、時価額で1個または  
1組につき30万円限度、1事故につき100万円限度



9 水災による  
**床上浸水**

家財保障の保険金額の5%が限度



10 偶然な事故による  
家財の  
**破損・汚損等**

1事故につき50万円限度  
自己負担額3万円



## さらにこんな場合も保障

### お住まいの修理費用を保障

賃貸借契約に基づいてまたは緊急的に、借戸室（※1）の損害を自費で修理した場合（以下①～③）、修理費用をお支払いします。

- ① 家財保障の対象となる事故（前記 1 火災～9 床上浸水※2）による場合（100万円限度）
- ② 入居者の死亡により借戸室に損害が生じた場合（30万円限度）
- ③ 凍結により借戸室の専用水道管に損害が生じた場合（10万円限度）

例)  
盗難などによる  
ガラス破壊



凍結による  
専用水道管の  
破裂



※1 建物の主要構造部、屋外設備、共用部分等を除きます。  
※2 ⑩破損・汚損等は、対象とはなりません。

### 家主さんへの賠償責任を保障

火災、破裂・爆発、水ぬれの事故により、借戸室に損害を与え、家主さん（転貸人を含みます。）に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合、入居者賠償責任保険金をお支払いします。

例)  
不注意で  
火事をおこした



爆発事故をおこした



※1 事故における入居者賠償責任保険金と個人賠償責任保険金のお支払い合計額は、2,000万円が限度となります。  
ただし、保険契約者が法人または個人事業主で、被保険者が特定されていない場合は、1,000万円が限度となります。

### 他人への賠償責任を保障

借戸室の使用・管理に起因する漏水等の偶然な事故や他人をケガさせたり、他人の物をこわした等の日常生活に起因する日本国内での偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担した場合、個人賠償責任保険金をお支払いします。

例)  
階下に  
水ぬれ損害を  
与えた



買物中に誤って  
商品を壊した



※1 事故における個人賠償責任保険金と入居者賠償責任保険金のお支払い合計額は、2,000万円が限度となります。  
ただし、保険契約者が法人または個人事業主で、被保険者が特定されていない場合は、1,000万円が限度となります。

※被保険者のうち記名被保険者の親族以外の方は、日常生活に起因する事故については対象となりません。

## 万一出費もサポート

### Support 1 臨時宿泊費用

家財保険金が支払われる場合で、その事故により電気・ガス等の供給停止や排水設備の使用不能の結果、借戸室に居住できなくなったため、止むを得ず一時的に宿泊施設を利用した場合、1室1泊につき3万円限度で、14泊までの宿泊費用をお支払いします。（20万円限度）



### Support 2 被災転居支援費用

家財保険金が支払われる場合で、その事故によって家財を収容する建物または借戸室が半損以上の損害を受けたため、当該借戸室に居住できなくなった結果として支出した次の費用をお支払いします。

- ① 転居先の賃貸借契約に必要な諸費用（20万円限度）
- ② 転居先への引越費用（20万円限度）



### Support 3 残存物取片づけ費用

家財保険金が支払われる場合で、損害を受けた家財の残存物の取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をお支払いします。（家財保険金の10%限度）

### Support 4 失火見舞費用

借戸室からの火災、破裂・爆発により家財保険金が支払われる場合で、その事故により第三者の所有物に損害（煙損害・臭気付着損害は除きます。）が生じた場合、1被災世帯あたり10万円をお支払いします。（家財保障の保険金額の20%限度）

### Support 5 地震災害費用

家財を収容する建物が地震もしくは噴火またはこれらによる津波により全損し、家財も全損となった場合、20万円をお支払いします。



## 保険金をお支払いできない主な場合

### 各保障共通

- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害（地震災害費用を除きます。）
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害

### 家財保障

- 保険契約者または被保険者の重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 事故の際における家財の紛失または盗難によって生じた損害
- 家財が屋外にある間に生じた事故による損害。ただし、借用戸室に併設の専用駐輪場または借用戸室が一戸建の場合の敷地内に収容される自転車の盗難を除きます。
- 雨、雪、雹もしくは砂塵の吹き込み、しみ込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害
- 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- 家財の瑕疵によって生じた損害
- 家財の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かびその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
- 家財に対する加工、修理または調整作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- 家財に生じた擦損、かき傷、塗料のはく落その他単なる外観上の損傷または汚損であって、家財の機能に支障をきたさない損害
- 偶然な外来の事故に直接起因しない家財の電氣的または機械的事故によって生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
- 電球・ブラウン管などの管球類のみまたは液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機ELディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害
- 置忘れ、紛失または不注意による廃棄によって生じた損害

### 修理費用保障

- 保険契約者または被保険者の重大な過失または法令違反によって生じた修理費用
- 被保険者または借用戸室の貸主が運転する車両もしくはその積載物の衝突または接触によって生じた修理費用
- 借用戸室の自然の消耗または性質によるさび、かびまたは変質、瑕疵によって生じた修理費用

- 被保険者が借用戸室を貸主に明け渡す際の原状回復に必要な修理費用
- 被保険者が借用戸室を明け渡した後に発見された原状回復に必要な修理費用

### 入居者賠償責任保障

- 被保険者の心神喪失または指図による借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任
- 借用戸室の改築、増築、取りこわしなどの工事による借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った工事を除きます。
- 被保険者と借用戸室の貸主との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が借用戸室を貸主に明け渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任

### 個人賠償責任保障

- 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- 被保険者が職務に使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 借主である被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人（家事使用人を除きます。）が業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物（受託品を含みます。）の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対する損害賠償責任
- 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- 航空機、船舶、車両（自転車を除きます。）または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 排気（煙を含みます。）または廃棄物によって生じた損害賠償責任
- 給排水管、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラその他既設の設備・装置類の瑕疵、劣化またはさびに起因する損害賠償責任

# 賃貸入居者総合保険普通保険約款

## 第1章 総 則

### 第1条 (用語の定義)

この普通保険約款において使用される用語の定義は次のとおりとします。

|                      |  |
|----------------------|--|
| (1) 当会社              | この保険契約の引受保険会社をいいます。  |
| (2) 保険契約者            | この保険契約について当会社と契約する保険証券記載の保険契約者をいいます。   |
| (3) 被保険者             | 借戸室に入居する次の者をいいます。<br>イ 保険証券記載の被保険者<br>ロ 生活の本拠として借戸室に保険証券記載の被保険者と同居する者。ただし、当会社と契約された他の保険契約における保険証券記載の被保険者である者を除きます。 |
| (4) 保険期間             | 保障の対象となる期間をいいます。   |
| (5) 保険金額             | 保障の限度となる金額をいいます。   |
| (6) 再調達価額            | 損害が発生した時の発生した場所における家財と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。   |
| (7) 時価額              | 損害が発生した時と場所における家財の価額をいいます。   |
| (8) 借戸室              | 賃貸借契約書において、借主が「居住の目的」で借用した物件で、家財を収容する保険証券記載の借戸室(注)をいい、これに付属する物置、車庫その他の付属建物を含みます。<br>(注)一戸建を含みます。                   |
| (9) 貸主               | 賃貸借契約の貸貸人をいい、転貸人を含みます。   |
| (10) 家財              | この保険契約の保障の対象となる生活用の動産をいいます。  |
| (11) 貴金属・宝石・美術品等     | 貴金属、時計、カメラ、楽器、バッグ、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品をいいます。  |
| (12) 預貯金証書           | 預金証書または貯金証書をいい、通帳を含みキャッシュカードを除きます。   |
| (13) 破裂または爆発         | 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。  |
| (14) 風災              | 台風、旋風、暴風、暴風雨等によって生じた事故をいいます。ただし、洪水、高潮等によって生じた事故を除きます。  |
| (15) 雪災              | 豪雪、雪崩等によって生じた事故をいいます。ただし、融雪洪水によって生じた事故を除きます。   |
| (16) 給排水設備           | 建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラ設備・装置を含みます。   |
| (17) 暴動              | 群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。   |
| (18) 騒擾またはこれに類似の集団行動 | 群集または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害が生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。                                     |
| (19) 盗難              | 強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。   |

|                |  |
|----------------|--|
| (20) 水災        | 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等によって生じた事故をいいます。   |
| (21) 床上浸水      | 借戸室の床(注)を超える浸水をいいます。<br>(注)畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。   |
| (22) 損害        | 消防または避難に必要な処置によって家財について生じた損害を含みます。   |
| (23) 損壊        | 滅失、損傷または汚損をいいます。   |
| (24) 臨時宿泊費用    | 飲用水、電気もしくはガスの供給停止または排水設備の使用不能の結果として当該借戸室に居住することができなくなったため、止むを得ず一時的に宿泊施設を利用した場合の宿泊費用をいいます。                  |
| (25) 被災転居支援費用  | 転居先の賃貸借契約に必要な諸費用および転居先への引越費用をいいます。   |
| (26) 残存物取片づけ費用 | 損害を受けた家財の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。   |
| (27) 告知事項      | 危険に関する重要な事項(注)のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。<br>(注)他の保険契約等に関する事項およびこの保険契約の引受範囲の認定に必要な事項を含みます。 |
| (28) 他の保険契約等   | この保険契約で保険金支払の対象とする損害と同一の損害を保険金支払の対象とする他の保険契約または共済契約をいいます。  |
| (29) 引受範囲      | 保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。   |
| (30) 支払限度額     | 別表に掲げる支払限度額をいいます。  |
| (31) 支払責任額     | 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。  |
| (32) 家財保険金額    | 保険証券記載の家財保障の保険金額をいいます。   |
| (34) 修理費用保険金額  | 保険証券記載の修理費用保障の保険金額をいいます。   |
| (35) 賠償責任保険金額  | 保険証券記載の賠償責任保障の保険金額をいいます。   |

### 第2条 (保険契約の申込および保険料の支払)

- 保険契約者が当社に対して保険契約を申込む場合は、当社所定の保険契約申込書に必要な事項を記載し、当社に提出しなければなりません。
- 保険契約者は、保険期間開始前に保険料を当社に対して支払わなければなりません。

### 第3条 (保険責任の始期および終期)

- 当社の保険契約上の責任は、保険期間の初日の0時に始まり、末日の24時に終わります。
- (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

## 第2章 家財保障

### 第4条 (家財の範囲)

- (1) この保険契約における家財は、借戸室に収容され、かつ被保険者の所有する家財とします。
- (2) 次に掲げる物は、家財に含まれません。
  - ① 船舶、自動車、自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車(注)
  - ② 現金、預貯金証書、キャッシュカード、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、小切手、有価証券、印紙、切手、乗車券、定期券、商品券、チケット類その他これらに類する物
  - ③ 業務用の動産
  - ④ 貴金属・宝石・美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
  - ⑤ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
  - ⑥ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物
  - ⑦ 動物および植物(注) 総排気量が125cc以下のものをいいます。
- (3) (2)の規定にかかわらず、(2)②の現金もしくは預貯金証書または④に掲げるものに盗難による損害が生じたときは、生活用のものに限り、これらの家財として取り扱いいます。

### 第5条 (家財保険金を支払う場合)

- 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって家財に生じた損害に対して、この約款に従い、家財保険金を支払います。
- ① 火災
  - ② 落雷
  - ③ 破裂または爆発
  - ④ 風災、雹災または雪災。ただし、家財を収容する建物が直接破損したために家財が損害を受け、その損害の額が20万円以上となった場合をいいます。
  - ⑤ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ、風災、雹災、雪災または水災による場合を除きます。
  - ⑥ 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水(注)による水濡れ。ただし、風災、雹災、雪災または水災による場合を除きます。
  - ⑦ 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
  - ⑧ 盗難
  - ⑨ 水災による床上浸水
  - ⑩ 破損等①から⑨までの事故以外の偶然な事故
- (注) 水が溢れることをいいます。

### 第6条 (家財保険金の支払額)

- (1) 当会社が前条①から⑨までの事故による家財保険金として支払う額は、再調達価額(注)によって定めた損害の額とします。ただし、1回の事故につき次の金額を限度とします。
  - ① 次の②から④までの事故以外の事故については、家財保険金額

- ② 現金の盗難については、20万円
  - ③ 預貯金証書の盗難については、200万円
  - ④ 水災については、家財保険金額の5%
- (注) 貴金属・宝石・美術品等については時価額とします。
- (2) 当会社が前条⑩の事故による家財保険金として支払う額は、再調達価額(注)によって定めた損害の額から3万円を差し引いた額とします。ただし、1回の事故につき50万円を限度とします。(注) 貴金属・宝石・美術品等については時価額とします。
  - (3) (1)の規定にかかわらず、貴金属・宝石・美術品等に盗難による損害が生じた場合は、損害の額は1個または1組につき30万円を限度とし、家財保険金の支払額は1回の事故につき100万円を限度とします。
  - (4) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された家財を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は(1)の損害の額に含まれるものとします。
  - (5) 被保険者が2名以上ある場合において、(1)①および④の保険金額は、それぞれの被保険者の家財に対して割り当てられるべき保険金額とします。
  - (6) 家財保険金額が家財の再調達価額(注)を超えるときは、(1)④の家財保険金額は家財の再調達価額(注)とします。(注) 貴金属・宝石・美術品等については時価額とします。

### 第7条 (臨時宿泊費用保険金)

- (1) 当会社は、家財保険金が支払われる場合において、その事故によって保険証券記載の被保険者が支出した臨時宿泊費用に対して、この約款に従い、臨時宿泊費用保険金を支払います。ただし、借戸室が事故発生直前の状態で復旧されるまでの間の宿泊費用に限りです。
- (2) (1)の臨時宿泊費用保険金として支払う額は、臨時宿泊費用の実費とします。ただし、1室1泊につき3万円かつ14泊までとし、1回の事故につき20万円を限度とします。

### 第8条 (被災転居支援費用保険金)

- (1) 当会社は、家財保険金が支払われる場合において、その事故によって家財を収容する建物または借戸室が半損以上の損害を受けたため、当該借戸室に居住できなくなった結果として保険証券記載の被保険者が支出した被災転居支援費用に対して、この約款に従い、被災転居支援費用保険金を支払います。
- (2) (1)の被災転居支援費用保険金として支払う額は、被災転居支援費用の実費とします。ただし、1回の事故につき次の①または②ごとに20万円、合計で40万円を限度とします。
  - ① 転居先の賃貸借契約に必要な諸費用
  - ② 転居先への引越費用
- (3) (1)の建物等(注)の半損以上の損害は、建物等(注)の主要構造部の損害の額が当該建物等(注)の再調達価額の20%以上である損害または建物等(注)の焼失または流失した部分の床面積の当該建物等(注)の延べ床面積に対する割合が20%以上である損害とします。(注) 建物または借戸室をいいます。
- (4) (2)①の費用には、礼金および仲介手数料を含み、家賃、共益費および敷金、保証金その他賃貸借契約終了時に返還される一時金を除きます。

## 第9条 (残存物取片づけ費用保険金)

- (1) 当社は、家財保険金が支払われる場合において、保険証券記載の被保険者が支出した残存物取片づけ費用に対して、この約款に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。
- (2) (1)の残存物取片づけ費用保険金として支払う額は、残存物取片づけ費用の実費とします。ただし、1回の事故につき家財保険金の10%を限度とします。

## 第10条 (失火見舞費用保険金)

- (1) 当社は、被保険者の借戸室から発生した火災、破裂または爆発によって家財保険金が支払われる場合において、当該事故により第三者の所有物に滅失、損傷または汚損(注)が生じたときに、それによって生ずる保険証券記載の被保険者の見舞金等の費用に対して、この約款に従い、失火見舞費用保険金を支払います。  
(注)煙損害または臭気付着の損害を除きます。
- (2) (1)の失火見舞費用保険金として支払う額は、被災世帯の数に10万円を乗じて得た額とします。ただし、1回の事故につき家財保険金額の20%を限度とします。
- (3) 家財保険金額が家財の再調達価額(注)を超えるときは、(2)の家財保険金額は家財の再調達価額(注)とします。  
(注)貴金属・宝石・美術品等については時価額とします。

## 第11条 (地震災害費用保険金)

- (1) 当社は、次条(2)②の規定にかかわらず、家財を収容する建物が地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって全損となった場合で、当該事故により家財が全損となったときに、地震災害費用保険金を支払います。
- (2) (1)の地震災害費用保険金として支払う額は、1回の事故につき20万円とします。この場合において、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1回の事故とみなします。
- (3) (1)の建物の全損は、建物の主要構造部の損害の額が、当該建物の再調達価額の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積の当該建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。
- (4) (1)の家財の全損は、家財の損害の額が、家財の再調達価額(注)の80%以上である損害をいいます。  
(注)貴金属・宝石・美術品等については時価額とします。

## 第12条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金(注)を支払いません。ただし、(2)②の事由は、前条の保険金の支払については適用しません。
  - ① 保険契約者または被保険者の故意、重大な過失または法令違反
  - ② 被保険者が運転する車両またはその積載物の衝突または接触
  - ③ 第5条(家財保険金を支払う場合)①から⑦までの事故または⑨の事故の際における家財の紛失または盗難
  - ④ 家財が屋外にある間に生じた事故。ただし、借戸室に併設される専用駐輪場または借戸室が一戸建の場合の敷地内に収容される自転車の盗難を除きます。

- ⑤ 雨、雪、雹もしくは砂塵の吹き込み、しみ込みまたはこれらのものの漏入。ただし、第5条④の事故による場合を除きます。  
(注)家財保険金、臨時宿泊費用保険金、被災転居支援費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金または地震災害費用保険金をいいます。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(注1)に対しては、保険金(注2)を支払いません。
  - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
  - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ③ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故  
(注1)①から③までの事由によって発生した第5条(家財保険金を支払う場合)の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。  
(注2)家財保険金、臨時宿泊費用保険金、被災転居支援費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金または地震災害費用保険金をいいます。  
(注3)使用済燃料を含みます。  
(注4)原子核分裂生成物を含みます。
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金(注1)を支払いません。
  - ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な措置によって生じた損害を除きます。
  - ② 家財の瑕疵によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって家財を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵によって生じた損害を除きます。
  - ③ 家財の自然の消耗もしくは劣化(注2)、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が発生し、損害が生じた場合を除きます。
  - ④ 家財に対する加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が発生し、損害が生じた場合を除きます。
  - ⑤ 家財に生じた擦損、かき傷、塗料のはく落その他単なる外観上の損傷または家財の汚損(注3)であって、家財の機能に支障をきたさない損害
  - ⑥ 偶然な外来の事故に直接起因しない家財の電氣的または機械的の事故によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が発生し、損害が生じた場合を除きます。
  - ⑦ 詐欺または横領によって生じた損害
  - ⑧ 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
  - ⑨ 家財のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみまたは液晶ディスプレイ

プレイ、プラズマディスプレイ、有機ELディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害

⑩ 置忘れ、紛失または不注意による廃棄によって生じた損害

⑪ 楽器に生じた次に掲げる損害

イ. 絃(注4)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、家財の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。

ロ. 音色または音質の変化

(注1) 家財保険金、臨時宿泊費用保険金、被災転居支援費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金または地震災害費用保険金をいいます。

(注2) 日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。

(注3) 落書きを含みます。

(注4) ビアノ線を含みます。

③ 借戸室の自然の消耗または性質によるさび、かびまたは変質、瑕疵

④ 第12条(保険金を支払わない場合)(2)①から③までの事由

⑤ 被保険者が借戸室を貸主に明け渡す際の原状回復に必要な修理費用

⑥ 被保険者が借戸室を明け渡した後に発見された原状回復に必要な修理費用

(2) 当社は、次に掲げる物に対する修理費用に対しては、修理費用保険金を支払いません。

① 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部

② 借戸室に設置された感知器類

③ 玄関、エントランスホール、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、玄関入口の郵便受、宅配ボックス・宅配ロッカー、門、塀、垣、給水塔等の家財を収容する建物内において共同に利用される物

④ 家財を収容する建物の屋外設備・装置としての門、塀、垣、電気・ガスの供給設備、送信・受信設備、配管設備その他これらに類する物

### 第13条 (他の保険金との関係)

当社は、第7条(臨時宿泊費用保険金)から第11条(地震災害費用保険金)までの保険金と家財保険金との合計額が家財保険金額を超える場合でも、第7条から第11条までの保険金を支払います。

## 第3章 修理費用保障

### 第14条 (修理費用保険金を支払う場合)

当社は、借戸室に次のいずれかに該当する損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自費でこれを修理したときは、その修理費用(注)に対して、この約款に従い、修理費用保険金を支払います。ただし、第17条(入居者賠償責任保険金を支払う場合)の入居者賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。

① 第5条(家財保険金を支払う場合)①から⑨までの事故による借戸室の損害

② 借戸室における被保険者の死亡による借戸室の損害

③ 借戸室専用水道管に生じた凍結による損害

(注) 借戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用に限りです。

### 第15条 (修理費用保険金の支払額)

当社は、1回の事故につき次の額を限度とし、修理費用の額を前条の修理費用保険金として、支払います。

① 前条①の損害に対する修理費用については、修理費用保険金額

② 前条②の損害に対する修理費用については、30万円

③ 前条③の損害に対する修理費用については、10万円

### 第16条 (修理費用保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた修理費用に対しては、修理費用保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者の故意、重大な過失または法令違反

② 被保険者または借戸室の貸主が運転する車両もしくはその積載物の衝突または接触

## 第4章 入居者賠償責任保障

### 第17条 (入居者賠償責任保険金を支払う場合)

当社は、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故により借戸室が損壊した場合において、被保険者が借戸室の使用または管理につき、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この約款に従い、入居者賠償責任保険金を支払います。

① 火災

② 破裂または爆発

③ 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水(注)による水濡れ

(注) 水が溢れることをいいます。

### 第18条 (入居者賠償責任保険金の支払額)

(1) 当社は、1回の事故につき次の①から⑤までの金額の合計額を前条の入居者賠償責任保険金として、支払います。ただし、賠償責任保険金額を限度とします。

① 被保険者が借戸室の貸主に支払うべき損害賠償金(注)

② 被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に必要な費用

③ 被保険者が当会社の承認を得て支出した示談交渉に必要な費用

④ 被保険者が当会社の要求に従い、協力するために必要とした費用

⑤ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために必要とした費用

(注) 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保

除者が代位取得する物がある場合は、その価額をこれから差し引くものとします。

- (2) 当社が1回の事故につき支払うべき前条の入居者賠償責任保険金の額と第20条(個人賠償責任保険金を支払う場合)の個人賠償責任保険金の額の合計額が賠償責任保険金額を超える場合は、入居者賠償責任保険金および個人賠償責任保険金の額は、賠償責任保険金額をそれぞれの保険金の額で比例配分した額とします。

#### 第19条(入居者賠償責任保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、借戸室が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者の故意
  - ② 被保険者の心神喪失または指図
  - ③ 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った工事を除きます。
  - ④ 第12条(保険金を支払わない場合)(2)①から③までの事由
- (2) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者と借戸室の貸主との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任
  - ② 被保険者が借戸室を貸主に明け渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任

## 第5章 個人賠償責任保障

#### 第20条(個人賠償責任保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が日本国内での次のいずれかに該当する事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この約款に従い、個人賠償責任保険金を支払います。ただし、②の被保険者は、保険証券記載の被保険者および第1条(用語の定義)(3)ロの被保険者のうち保険証券記載の被保険者の親族とします。

- ① 借戸室の使用または管理に起因する偶然な事故
  - ② 被保険者の日常生活(注)に起因する偶然な事故
- (注)借戸室以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

#### 第21条(個人賠償責任保険金の支払額)

- (1) 当社は、1回の事故につき次の①から⑤までの金額の合計額を前条の個人賠償責任保険金の額として、支払います。ただし、賠償責任保険金額を限度とします。
- ① 被保険者が他人である被害者に支払うべき損害賠償金(注)
  - ② 被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に必要とした費用
  - ③ 被保険者が当会社の承認を得て支出した示談交渉に必要とした費用
  - ④ 被保険者が当会社の要求に従い、協力するために必要とした費用

- ⑤ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために必要とした費用
- (注)判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物がある場合は、その価額をこれから差し引くものとします。
- (2) 当社が1回の事故につき支払うべき前条の個人賠償責任保険金の額と第17条(入居者賠償責任保険金を支払う場合)の入居者賠償責任保険金の額の合計額が賠償責任保険金額を超える場合は、個人賠償責任保険金および入居者賠償責任保険金の額は、賠償責任保険金額をそれぞれの保険金の額で比例配分した額とします。

#### 第22条(個人賠償責任保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者の故意
  - ② 第12条(保険金を支払わない場合)(2)①から③までの事由
- (2) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
  - ② 被保険者が職務に使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
  - ③ 借主である被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
  - ④ 被保険者の使用人(注1)が業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
  - ⑤ 被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任
  - ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物(注2)の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対する損害賠償責任
  - ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
  - ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
  - ⑨ 航空機、船舶、車両(注3)または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
  - ⑩ 排気(注4)または廃棄物によって生じた損害賠償責任
  - ⑪ 給排水管、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラその他既設の設備・装置類の瑕疵、劣化またはさびに起因する損害賠償責任
- (注1)家事使用人を除きます。  
(注2)受託品を含みます。  
(注3)自転車を除きます。  
(注4)煙を含みます。

## 第6章 事故発生および保険金請求の手続き

### 第23条（事故の発生）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故または損害が発生したことを知った場合は、その内容ならびに他の保険契約等の有無および内容(注)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。  
(注)既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) (1)の事故が盗難である場合は、保険契約者または被保険者は、被害を所轄警察署にただちに通知しなければなりません。また、預貯金証書の盗難である場合は、これに加えて被害を預貯金先の金融機関にただちに通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者は、損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、ただちに書面をもってこれを当会社に通知しなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者は、他人から損害の賠償または金融機関からの補償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとらなければなりません。
- (5) 保険契約者または被保険者は、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)から(5)までの義務を履行しなかった場合は、当会社は、(1)、(2)または(3)の場合はそれによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払うものとし、(4)の場合は賠償または補償を受けることができた認められる額を、(5)の場合は損害賠償責任がないと認められる額を、それぞれ差し引いた残額を損害の額とみなします。
- (7) 当会社は、事故または損害が発生した場合は次のことを行うことができます。
  - ① 家財、借戸室、建物または敷地内を調査すること。
  - ② 被保険者の所有物の全部または一部を一時他に移転すること。
  - ③ 被保険者に代わって損害賠償責任の解決に当たること。
- (8) (7)③の遂行について、被保険者は、当会社の求めに応じ、当会社に協力しなければなりません。被保険者が、正当な理由がなく協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害を差し引いて保険金を支払います。

### 第24条（損害防止義務および損害防止費用）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、第5条（家財保険金を支払う場合）の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合において、第12条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由に該当しないときおよび第3条（保険責任の始期および終期）(3)の規定が適用されないときは、当会社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します。この場合において、当会社が負担する負担金と他の保険金の合計額が家財保険金額を超えるときでも、これを負担します。

- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
- ② 消火活動に使用したことにより損傷した物(注1)の修理費用または再取得費用
- ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(注2)

(注1) 消火活動に従事した者の着用物を含みます。

(注2) 人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の義務を履行しなかった場合は、当会社は、損害の額から損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。
- (4) 第29条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第29条(2)の規定中「支払限度額」とあるのは「第24条（損害防止義務および損害防止費用）(2)によって当会社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。

### 第25条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、保険金支払の対象となる損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。ただし、第17条（入居者賠償責任保険金を支払う場合）および第20条（個人賠償責任保険金を支払う場合）の保険金請求権については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
  - ① 保険金請求書
  - ② 損害見積書またはこれに代わるべき書類
  - ③ 盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
  - ④ 入居者賠償責任保険金または個人賠償責任保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
  - ⑤ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなく、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
  - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
  - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または

生計を共にする3親等内の親族

- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注)法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

## 第26条 (保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、家財の再調達価額または時価額および事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注)被保険者が前条(2)または(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)に規定する確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑

定等の結果の照会 90日

③ (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日

④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日(注1)被保険者が前条(2)または(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3)弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) 被保険者から保険金の内払の請求がある場合で、当社が承認したときに限り、当社の定める方法により保険金の内払を行います。

- (5) 保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

## 第27条 (時効)

保険金請求権は、第25条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

## 第28条 (保険金支払後の保険契約)

- (1) 家財保険金の支払額が、1回の事故につき家財保険金額に達した場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

(3) 家財保険金額が家財の再調達価額(注)を超える場合は、(1)の家財保険金額は家財の再調達価額(注)とします。

(注)貴金属・宝石・美術品等については時価額とします。

## 第29条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、当社は、他の保険契約等がないものとして算出した額を保険金として支払います。

(2) 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われるまたは支払われた場合は、当社は、支払限度額から他の保険契約等から支払われるまたは支払われた保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額を保険金として支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

## 第30条 (保険金の削減払)

- (1) 当社は、巨大災害等が発生した結果、当社の事業収支が著しく悪化した場合は、当社の定めるところにより、保険金の削減払を行うことがあります。

- (2) (1)の削減払を行う場合は、保険契約者に対し書面によりその旨を通知するものとします。
- (3) 当社は、(2)の通知を行う前に生じた事故による保険金については(1)の削減払は行いません。

### 第31条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
  - ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額
  - ② ①以外の場合  
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

### 第32条 (残存物および盗難品の帰属)

- (1) 当社が家財保険金を支払った場合でも、家財の残存物の所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。
- (2) 盗取された家財について、当社が保険金を支払う前にその家財が回収された場合は、第6条(家財保険金の支払額)(4)の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) 盗取された家財について、当社が保険金を支払った場合は、その家財について被保険者が有する所有権その他の物権は、保険金の家財の再調達価額(注)に対する割合によって、当社に移転します。  
(注) 貴金属・宝石・美術品等については時価額とします。
- (4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額(注)を当社に支払って、その家財の所有権その他の物権を取得することができます。  
(注) 第6条(家財保険金の支払額)(4)の費用に対する家財保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

## 第7章 告知・通知・解除および保険料の返還等

### 第33条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) (1)の場合において、当社が特に必要と認めたときは、事実の調査をすることができます。

### 第34条 (告知義務違反による解除を行う場合)

- (1) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第44条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (3) (2)の規定は、(1)に規定する事実に基づかずに発生した損害については適用しません。

### 第35条 (告知義務違反による解除を行わない場合)

- 前条(1)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① 前条(1)に規定する事実がなくなった場合
  - ② 当社が保険契約締結の際、前条(1)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
  - ③ 保険契約者または被保険者が、損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
  - ④ 当社が、前条(1)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (注) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

### 第36条 (通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。
  - ① 保険契約者が保険証券記載の住所を変更したこと。
  - ② 保険証券記載の被保険者が借戸室に居住しなくなったこと。
  - ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生したこと。

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
- (2) (1)の事実の発生によってこの保険契約の引受範囲を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第44条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除

の原因となった事実が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

### 第37条（保険契約の内容の変更）

- (1) 保険契約者は、当社に対する書面による通知および当社の承認をもって、借戸室を変更することができます。ただし、変更後の内容がこの保険契約の引受範囲を超えない場合に限りです。
- (2) 当社は、事故が当社の想定を超えて頻発した結果、現行の保険料または保険金支払を維持できなくなった場合は、当社の定めるところにより、保険期間の中途において保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (3) (2)の保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、保険契約者に対し書面によりその旨を通知するものとします。
- (4) 当社は、(3)の通知を行う前に生じた事故による保険金については(2)の保険金額の減額は行いません。

### 第38条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

### 第39条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。

- ① 家財の全部が滅失したとき。ただし、第28条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
- ② 借戸室の用途を変更したとき。

### 第40条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

### 第41条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、家財保険金額が家財の再調達価額(注)を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。  
(注) 貴金属・宝石・美術品等については時価額とします。
- (2) 保険契約締結の後、家財の再調達価額(注)が著しく減少した場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、家財保険金額について、減少後の家財の再調達価額(注)に至るまでの減額を請求することができます。  
(注) 貴金属・宝石・美術品等については時価額とします。

### 第42条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

### 第43条（重大事由による解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
  - ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③ ①および②に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①および②の事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

### 第44条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

### 第45条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第42条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、次の算式により算出した額を返還します。

返還保険料 = (保険料 - 当社の定める契約初期費用) ×

$$\frac{\text{保険期間(月数)} - \text{保険期間開始日から解除日までの月数(注)}}{\text{保険期間(月数)}}$$

(注) 月数の計算における1か月未満の端数は、1か月に切り上げるものとします。

- (2) 第34条（告知義務違反による解除を行う場合）(1)、第36条（通知義務）(2)または第43条（重大事由による解除）(1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{返還保険料} = \text{保険料} \times \frac{\text{保険期間(月数)} - \text{保険期間開始日から解除日までの月数(注)}}{\text{保険期間(月数)}}$$

(注) 月数の計算における1か月未満の端数は、切り捨てるものとします。

### 第46条（保険料の返還－無効または失効の場合）

- (1) 第38条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、前条(2)の規定を準用して保険料を返還します。

#### 第47条（保険料の返還－取消しの場合）

第40条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

#### 第48条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

- (1) 第41条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険契約締結時<sup>ひきかえ</sup>に遡って、この保険契約の保険料と取消し後の保険契約に適用される保険料との差額を返還します。
- (2) 第41条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が家財保険金額の減額を請求した場合には、当社は、次の算式により算出した額を返還します。

返還保険料 = (変更前の保険料 - 変更後の保険料) ×

$$\frac{\text{保険期間(月数)} - \text{保険期間開始日から請求日までの月数(注)}}{\text{保険期間(月数)}}$$

(注) 月数の計算における1か月未満の端数は、1か月に切り上げるものとします。

#### 第49条（保険料の返還－終了の場合）

第28条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により、保険契約が終了した場合には、保険期間が2年で、かつ、保険期間開始日から終了日までの期間が1年を超えないときに限り、当社は、次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{返還保険料} = (\text{保険料} - \text{当社の定める契約初期費用}) \times 50\%$$

### 第8章 更新・その他の事項

#### 第50条（保険契約の更新）

- (1) 当社は、保険期間満了日の2か月前までに、保険契約者に対し更新契約の内容を通知するものとします。この場合において、事業収支を検証した結果、必要となったときは、従前の保険契約の保険料または保険金額を変更することがあります。
- (2) 保険期間満了日の1か月前までに、保険契約者から更新しない旨の申し出がない場合は、(1)の更新契約の内容により保険契約を更新するものとします。
- (3) (2)の規定にかかわらず、保険期間満了までに更新契約にかかる保険料の支払がない場合は、当社は、この保険契約の更新を行わないものとします。
- (4) (2)の保険契約の更新の場合には、当社は、保険契約者からの請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約更新証とをもってこれに代えることができるものとします。
- (5) 当社が、普通保険約款等(注)を改定した場合には、更新後契約に対しては、更新後の保険期間の初日における普通保険約款等(注)が適用されるものとします。  
(注) 普通保険約款、保険契約の引受範囲、保険料等をいいます。

- (6) 当社は、事業収支を検証した結果、更新契約の引受が困難となった場合その他当社が必要と認めた場合には、当該契約の更新を行わないことがあります。この場合において、保険期間満了日の2か月前までに、保険契約者に対しその旨を通知するものとします。

#### 第51条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

#### 第52条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

#### 第53条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令によるものとします。

別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

|   | 保険金の種類                          | 支払限度額  |  |
|---|---------------------------------|--|--|
| 1 | 第5条(保険金を支払う場合)の家財保険金            | (i) 同条①から⑧までの事故( (ii) から(iv)までの事故を除く)  | 損害の額   |
|   |                                 | (ii) 現金に生じた同条⑧の事故  | 1回の事故につき、20万円(注)または損害の額のいずれか低い額<br>(注)他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。   |
|   |                                 | (iii) 預貯金証書に生じた同条⑧の事故  | 1回の事故につき、200万円(注)または損害の額のいずれか低い額<br>(注)他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。   |
|   |                                 | (iv) 貴金属・宝石・美術品等に生じた同条⑧の事故   | 1回の事故につき、100万円(注)または損害の額のいずれか低い額<br>(注)他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。   |
|   |                                 | (v) 同条⑨の事故   | 1回の事故につき、家財保険金額の5%(注)または損害の額のいずれか低い額<br>(注)他の保険契約等に、限度額がこれを超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。  |
|   |                                 | (vi) 同条⑩の事故  | 1回の事故につき、50万円(注1)または損害の額から3万円(注2)を差し引いた残額のいずれか低い額<br>(注1)他の保険契約等に、限度額が50万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。<br>(注2)他の保険契約等に、3万円よりも低い自己負担額がある場合は、これらの自己負担額のうち最も低い額とします。 |
| 2 | 第7条(臨時宿泊費用保険金)(1)の臨時宿泊費用保険金     | 1回の事故につき、20万円(注)または臨時宿泊費用の額のいずれか低い額<br>(注)他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。   |  |
| 3 | 第8条(被災転居支援費用保険金)(1)の被災転居支援費用保険金 | 1回の事故につき、40万円(注)または被災転居支援費用の額のいずれか低い額<br>(注)他の保険契約等に、限度額が40万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 |  |

|   | 保険金の種類                            | 支払限度額   |  |
|---|-----------------------------------|---|--|
| 4 | 第9条(残存物取片づけ費用保険金)(1)の残存物取片づけ費用保険金 | 残存物取片づけ費用の額   |  |
| 5 | 第10条(失火見舞費用保険金)(1)の失火見舞費用保険金      | 1回の事故につき、10万円(注)に被災世帯の数を乗じて得た額<br>(注)他の保険契約等に、1被災世帯あたりの支払額が10万円を超えるものがある場合は、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額とします。 |  |
| 6 | 第11条(地震災害費用保険金)(1)の地震災害費用保険金      | 1回の事故につき、20万円(注)<br>(注)他の保険契約等に、20万円を超えるものがある場合は、これらのうち最も高い額とします。   |  |
| 7 | 第14条(修理費用保険金を支払う場合)の修理費用保険金       | 同条①の損害  | 修理費用の額   |
|   |                                   | 同条②の損害  | 1回の事故につき、30万円(注)または修理費用の額のいずれか低い額<br>(注)他の保険契約等に、限度額が30万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 |
|   |                                   | 同条③の損害  | 1回の事故につき、10万円(注)または修理費用の額のいずれか低い額<br>(注)他の保険契約等に、限度額が10万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 |
| 8 | 第17条(入居者賠償責任保険金を支払う場合)の入居者賠償責任保険金 | 損害の額  |  |
| 9 | 第20条(個人賠償責任保険金を支払う場合)の個人賠償責任保険金   | 損害の額  |  |

# 特約条項

## ●法人等契約の被保険者に関する特約条項

### 第1条

この特約条項が付帯された保険契約において、賃貸入居者総合保険普通保険約款第1条第3号の被保険者は、保険証券に記載がある場合を除き、保険契約者である法人または個人事業主の役員または使用人で保険証券記載の借戸室に入居する者とします。

### 第2条

被保険者が保険証券に記載されていないときは、この特約条項が付帯された保険契約における賠償責任保障の保険金額は、1,000万円とします。

## ●保険料の口座振替に関する特約条項

### 第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の定義は次のとおりとします。

|         |                                    |
|---------|------------------------------------|
| 保険料払込期日 | 保険証券記載の払込期日をいいます。                  |
| 指定口座    | 保険契約者の指定する口座をいいます。                 |
| 提携金融機関  | 当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。 |
| 普通保険約款  | この特約が付帯された普通保険約款をいいます。             |
| 保険期間    | 保険証券記載の保険期間をいいます。                  |

### 第2条 (適用条件)

この特約の規定は、次に定めるすべての条件を満たしている場合に、この保険契約に適用されるものとします。

- ① 保険証券にこの特約が記載されていること。
- ② 保険契約締結の際、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
- ③ 保険契約締結の際、当会社の定める保険料口座振替依頼手続がなされていること。

### 第3条 (保険料の払込方法)

- (1) 普通保険約款第2条(保険契約の申込および保険料の支払)(2)の規定にかかわらず、保険契約者は、保険料払込期日に、指定口座から当会社の指定する口座に振り替えることによってこの保険契約の保険料を払い込むものとします。
- (2) 保険契約者は、保険料払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- (3) 保険料払込期日に保険料の払込みがない場合は、保険契約者は、保険料を当会社の指定する期日までに、当会社の指定する方法により払い込まねばなりません。
- (4) 保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに保険料を払い込んだ場合は、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、普通保険約款に規定する保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

- (5) 保険契約者の故意または重大な過失により保険料が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに払い込まれなかった場合を除き、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて(4)および第5条(保険料不払の場合の保険契約の解除)の規定を適用します。

### 第4条 (保険料領収前の保険金支払)

- (1) 被保険者が、保険料の払込み前に生じた事故について保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、保険料を保険料払込期日までに払い込むことの確約を行った場合で、かつ、当会社がこれを承認したときは、当会社は、保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害に対して、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定に従い、保険金を支払います。
- (3) (2)の確約に反して、保険契約者が、保険料払込期日までに保険料の払込みを行わなかった場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。
- (4) 保険料払込期日に保険料の払込みがない場合で、保険契約者に故意または重大な過失がないときは、保険料払込期日の属する月の翌月応当日を(2)および(3)の保険料払込期日とみなします。

### 第5条 (保険料不払の場合の保険契約の解除)

当会社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じるものとします。

### 第6条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。